

# 真岡市人・農地プラン

に登録しませんか？

## 人・農地プランとは

人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。地域や集落が抱える問題について、話し合いを行っていただき、

- ◎今後、地域の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）はだれか
- ◎中心となる経営体へどのように農地を集めるか
- ◎中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生產品目、経営の複合化、6次産業化）など、話し合いの結果等をプランに反映していきます。

## ★人・農地プランのメリット(プランに登録した方)

### 1 中心となる経営体に登録した方

#### ◎スーパーL資金の当初5年間で軽減

中心となる経営体の登録者かつ認定農業者が対象  
施設や農業用機械・農地の購入にかかる利子を支援します。 ※国の予算の範囲内。

#### ◎農地利用効率化等支援交付金事業

中心となる経営体の登録者かつ認定農業者が対象  
農業用機械等の導入による経営改善・発展を支援します。

### 2 離農する方、経営部門を縮小する方

#### ◎経営転換協力金(機構集積協力金)

※交付単価は令和4・5年度のものです。

・交付単価 ■1.0万円/10a（上限額:25万円/1戸）

※個人タイプはR3年度で終了しました

※R4・5年度においては地域集積協力金と一体的に取り組む場合のみ交付されます。

離農や農業部門の減少等により栃木県農地中間管理機構に、すべての農地を10年以上貸付すること等が条件になります。

### 3 農業を始める方

#### ◎新規就農者育成総合対策(旧農業次世代人材投資資金)経営開始資金

※人・農地プランの中心経営体になることが要件

## 【原則 4 5 歳未満で農業を始める方】

### ① 新規就農

- ・非農家出身で新たに農業を始める方。

### ② 独立・自営就農

- ・親族の農業経営とは別に、新たに農業経営を始める方。

### ③ 経営継承

- ・親族の農業経営の一部又は全部を引き継ぐ方（農業開始5年以内）。

（③は経営継承のほか、新作物を導入する等の要件があります。）

上記の場合は「農業次世代人材投資資金」に該当する可能性があります。

農業を開始してから経営が安定するまで**最長3年間、年間最大150万円**を交付。

※**新規就農者育成総合対策**については、それぞれ要件が異なりますので、

詳細は、下記「問い合わせ先」までお問い合わせください。

## 農地バンク事業(農地中間管理事業)

平成26年度から始まった農地の貸借を進める仕組みです。

農地中間管理機構が農地の中間的な受け皿となるため、安心して農地の貸借ができます。

農地バンク事業を活用すると、農地の出し手、受け手の双方にメリットがあります。



## 実質化された人・農地プランの更新

真岡市では、令和3年3月に「実質化された人・農地プラン」を決定しました。

人・農地プランは更新が可能です。地域や集落等での話し合いを通じ、内容を変更していきます。更新時期は、年2回、5月と10月に行います。

ご希望の方は、手続き期間等もありますので、下記「問い合わせ先」までお問い合わせ下さい。

※各補助事業は、予算の範囲内で実施されるため、相談の時期によっては希望に沿うことができない場合もございます。

### 問い合わせ先

真岡市役所 産業部 農政課

電話 0285-83-8137

FAX 0285-83-0199

